

今号の主な記事

平成 28 年度下半期
 財政状況の公表……………2 面
 郷土博物館夏のイベント……………3 面
 後期高齢者医療保険からのお知らせ…4 面
 国民健康保険からのお知らせ……………5 面
 生涯学習人材バンク登録講師の講座…6 面
 東大和市駅周辺の駐輪場の有料化……7 面

〈人口と世帯 /29.6.1 現在〉

住民基本台帳 (外国人住民数を含む)	内外国人 住民数	前月比
男	42,362 人 (415 人)	6 人増
女	43,548 人 (681 人)	20 人増
計	85,910 人 (1,096 人)	26 人増
世帯	38,517 世帯	
5月の出生者数(外国人住民数を含む) 男38人女31人		

発行/東大和市 編集/企画財政部秘書広報課 (〒207-8585) 東大和市中心 3-930 ☎042-563-2111(市役所代表) ファクス 042-563-5932

スタンプ
特典も実施中
10回の利用で、
入場料が1回分
無料になるよ!



夏はやっぱり…

プールへ行こう!

東大和市 Rond みんなのプールが7月8日(土)にオープンします。プールは全部で4種類(幼児用、流水、スライダー、25m)あり、みんなで楽しむことができます。期間中、お休みはありませんので、暑い夏をぜひプールで楽しんでください。

7月8日(土)
無料開放!!

営業日時

▷期間
7月8日(土)~8月31日(休)
▷時間
午前10時~午後6時(入場は午後5時まで)
※7月10日(月)~14日(金)及び
7月18日(火)~20日(休)は、
午後1時30分~6時
(入場は午後5時まで)

料金

▷基本料金(2時間以内)
●大人 300円
●中学生 100円
●小学生 50円
▷超過料金(1時間につき)
●大人 150円
●中学生 50円
●小学生 30円

休憩時間には
ビンゴ大会も!
景品が当たる
かも?!



▽使用上の注意
 ① プール利用者専用駐車場はありません。車でのご来場はご遠慮ください(身体障害者本人が運転または同乗する場合は除きます)。
 ② プールサイドでの水分補給はペットボトル等の蓋付きに限りません。アルコール類の持込みはできません。
 ③ 就学前の幼児の利用は、中学生以上で水着着用の付添が必要(付添者も入水が必要)です。
 ④ おむつが取れていない、またおむつ(水遊び用おむつを含む)をしたままでの遊泳はできません。
 ⑤ 飛び込みや潜水等の危険な行為や、他の利用者の迷惑となる行為は禁止です。
 ⑥ プール水槽内のメガネやアクセサリー類の着用はできません。
 ※その他の注意事項は、プール係員にお尋ねください。
 ▼管理運営者 Rond・スポーツ ジェイレック 共同事業体
 ▼問合せ 社会教育課・内線1552または東大和市 Rond みんなのプール ☎042-565-0061 (営業時間中のみ)へ。

夏休みは、親子でお出かけしよう



「夏休み親子工場見学」消費者見学会

▷対象 市内在住の小学生とその保護者(小学生1人と保護者1人)
 ▷日時 8月1日(火)午前8時50分市役所集合(午後5時解散予定)
 ▷見学場所 ●弓削多醤油(株)(埼玉県日高市) ●グリコピア・イースト(埼玉県北本市) ※交通手段はバスです。
 ▷定員 20組 ※応募者多数の場合は抽選(初めての方優先)
 ▷費用 無料(昼食代は自己負担)
 ▷申込み 往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢(大人、子ども共に必要)・電話番号・夏休み親子工場見学会参加希望と記入し、7月14日(金)必着で地域振興課へ郵送してください。※電話受付は不可。記入漏れ、3人以上や複数枚での申込みは無効。地域振興課・内線1715まで。

男女共同参画講座

「お父さんと一緒に楽しくクッキング!」

チーズ入りハンバーグ目玉焼きのせ、ミネストローネ、メレンゲのせアイスをつくりまします。
 ▷対象 市内在住で、小学生以上の親子(父と子)
 ▷日時・場所 8月5日(土)午前10時~正午/中央公民館
 ▷定員 15組(申込順)
 ▷費用 大人500円、子ども300円(当日集金)
 ▷申込み 8月3日(木)までに、電話または市のホームページ(男女共同参画講座のページ)からお申し込みください。
 ※一時保育(1歳以上。定員6人)、手話通訳の申込みは、7月21日(金)まで。
 ▷持ち物 エプロン、三角布、タオル、飲み物
 ▷問合せ 地域振興課・内線1715まで。



ごみのゆくえを知ろう! 「夏休み処分場バス見学会」

▷対象 ●多摩地域在住の小学4~6年生とその保護者 ※小学生1人につき、保護者が1人参加してください。 ●多摩地域在住・在勤・在学中で中学生以上の方 ※なるべく2人1組でご参加ください。
 ▷日時・場所
 1 8月4日(金)/八王子戸吹クリーンセンター(八王子市)、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場/JR八王子駅付近に午前8時45分集合、午後5時解散
 2 8月18日(金)/多摩ニュータウン環境組合(多摩市)、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場/JR立川駅付近に午前8時集合、午後5時解散
 ▷定員 各回40組80人 ※応募者多数の場合は抽選
 ▷費用 1人500円(昼食代)
 ▷申込み 詳細は、東京たま広域資源循環組合のホームページをご覧ください。
 ▷問合せ ごみ対策課・内線1241まで。

親と子の環境教室

▷対象 市内在住の小学生とその保護者
 ▷日時 7月26日(水)午前7時30分に市役所集合(午後5時解散予定)
 ▷見学場所 ガスの科学館及び東京都水の科学館(東京都江東区) ※雨天決行。交通手段はバスです。小学生とその保護者(それぞれ複数参加可)延25人(申込順)
 ▷定員 無料(昼食持参)
 ▷費用 7月3日(月)~7日(金)に、電話でお申し込みください。
 ▷申込み 環境課・内線1274まで。



＜表1＞一般会計及び特別会計の予算執行状況（下半期）（平成29年3月31日現在）

Table with columns: 区分, 予算現額, 下半期収入済額, 下半期支出済額, 下半期収入率, 下半期執行率, 上・下半期(28年4月～29年3月)収入率, 執行率. Rows include 一般会計 and 特別会計 (国民健康保険事業, 下水道事業, etc.).

＜表2＞一般会計予算の歳入・歳出別の執行状況（下半期）【歳入】（平成28年10月～平成29年3月）

Table with columns: 科目, 科目の内容, 予算現額, 収入済額, 収入率. Rows include 市税, 国庫支出金, 都支出金, 市債, 地方交付税, 繰越金, 其他.

Table with columns: 科目, 科目の内容, 予算現額, 支出済額, 執行率. Rows include 民生費, 教育費, 総務費, 衛生費, 土木費, 公債費, 其他.

＜表3＞負担額（市税）と支出額（サービス）の状況（平成29年3月31日現在）

Table with columns: 区分, 一世帯当たり, 市民一人当たり. Rows include 負担額(市税) and 支出額(サービス) with sub-rows for 民生費, 教育費, etc.

＜表4＞市債（借入金）の状況（平成29年3月31日現在）

Table with columns: 区分, 残高, 構成比. Rows include 一般会計, 下水道事業特別会計, 合計.

＜表5＞市の財産（平成29年3月31日現在）

Table with columns: 区分, 面積, 内容. Rows include 土地, 建物(延面積).

平成28年度下半期の財政状況を公表します

（平成28年10月～平成29年3月）

■予算の執行状況

一般会計と5つの特別会計の平成29年3月31日現在の予算執行状況は、表1のとおりです。なお、各会計とも出納整理期間（4・5月の2か月間）において、一部の収入と支出がありますので、この出納整理期間の終了後に平成28年度の決算となります。

【一般会計】

報でお知らせする予定です。平成28年度上半期の一般会計予算額（当初予算額に補正予算額及び平成27年度繰越事業費を加えた額）は、三四〇億七、六六一万六、〇〇〇円でした。

【特別会計】

各特別会計の執行状況は、表1のとおりで、それぞれ事業目的の達成に努めました。

■負担と支出の状況

一般会計予算における負担額（市税と支出額（サービス）の状況は、表3のとおりです。

■市債（借入金）の状況

市債（借入金）の状況は、表4のとおりです。

■市の財産

市の財産（土地・建物）は、表5のとおりです。

増額補正したほか、事業完了などに伴う不用額を減額する補正予算を組みました。これらを含めた最終的な予算現額は、三五一億八、四三三万六、〇〇〇円で、前年度同期に比べ三〇億六、七二四万一、〇〇〇円の増となりました。

下半期までの市税収入額を市の人口（住民基本台帳による）で割ると、一人当たりの負担額は一四万七、七四二円となり、これに対し、福祉や教育などの支出額を一人当たりの還元額にすると、三六万八、七〇六円となります。

平成29年3月31日現在の市債残高は、学校給食センター新築事業債の借入等により、前年度同期に比べ、約五億八〇〇万円の増となっております。

出納整理期間に下水道事業債等の借り入れを行い、期間終了後の平成28年度末の市債残高については、前年度末に比べ、六億九七〇万円の増と見込みです。

～傍聴にお越しく下さい～

市民の方に、市の事業を評価していただく会議を開催します

市では、市で行う事務や事業について、担当課による行政評価（自己評価）を行っています。この自己評価に加え、市民の視点から意見をお聞きし、市が今後の方向性を検討する上での参考とするため、あらかじめ選任された市民による市民事業評価会議を次のとおり開催します。

▽日時・場所 7月20日（木）21日（金）両日とも市役所会議棟、7月25日（火）中央公民館、いずれも午後7時から
▽対象事業 情報教育推進事業、高齢者住宅事業、東大和市新・元気を出せ商店街等補助事業、市内道路改良事業
▽対象者 市民 10人（当日先着順）
▽手話通訳 希望する方は、7月5日（水）までに行政管理課（ファクス042-563-5932）へご連絡ください。
▽問合せ 行政管理課・内線1441まで。



平和祈念キャンドルシェード制作にご協力

8月19日（土）に開催する第13回平和市民のつどいでは、市民の皆さんにイラストなどを書いていただいたキャンドルシェードを使って、平和祈念キャンドルを点灯します。7月中、市内の公民館、図書館、児童館でキャンドルシェードにイラストなどを書けます。皆さんのご協力をお願いします。問合せ 企画課・内線1425まで。

忘れていませんか？市税等の納付 市・都民税（第1期）は、納期限（6月30日）が過ぎています。納付がお済みでない場合は、至急納付をお願いします。問合せ 納税課・内線1041まで



郷土博物館 夏のイベント



オオムラサキ増やし隊にもご参加ください

■「(仮称)オオムラサキ増やし隊」を結成します

狭山丘陵には、個体数が減っている国蝶のオオムラサキが生息しています。そこで、市立狭山緑地を市民の皆さんの力でオオムラサキの森にしたいと考えています。

その第一歩として、「(仮称)オオムラサキ増やし隊」を結成し、オオムラサキの増殖作戦を展開していきます。作戦会議を次のとおり開催します。興味のある方はぜひご参加ください。蝶に関する知識は不要です。

▽期日 7月16日(日)
▽集合 郷土博物館会議室に午後1時30分

■自然観察会「葉草観察会」
ヤマユリの咲く雑木林で、葉草の観察を楽しみます。後半は葉草茶を飲みながら、繊維をとる植物のお話を伺います。

▽期日 7月16日(日)
▽集合 郷土博物館会議室

午前9時30分

▽観察地 市立狭山緑地
▽講師 鈴木幸子氏(元薬用植物園職員)

▽持ち物 筆記用具
■星空観察会「月や惑星をみよう」(事前申込制)

土星や木星を天体望遠鏡で観察します。くもりや雨の場合は中止です。

▽日時 7月29日(土)午後7時
郷土博物館ロビー集合

▽観察場所 郷土博物館前
▽案内 星空ボランティアと博物館職員

■「プラネタリウムの催し」
■星空さんぽ「夏の星さがし」

夏は星空を見るのに楽しい季節です。夏の星座と一緒にさがしましょう。職員が直接、話をする投影です。
▽日時 7月16日(日)・17日(祝日) 午後1時から50分程度
▽場所 郷土博物館プラネタリウム

▽定員 100人(当日先着順)
▽観覧料 おとな300円、小学生100円

※投影途中での入退場はできません。当日は、この時間の番組「バック・トゥーザ・ムーン・フォー・グッド」の投影はありません。

■キッズ講座「プラネタリウム投影をしてみよう」(事前申込制)

プラネタリウムで星がしをしたり、マイクを使って解説してみよう。博物館職員と星空ボランティアが案内します。

▽対象 小学4年生～中学生

▽日時 7月21日(金)午前9時30分～正午

▽場所 郷土博物館プラネタリウム

▽定員 5人(申込順)

▽料金 無料
◆以上の申込み・問合せは、郷土博物館 ☎042-567-4800まで。

スイーツウオーキング 参加店募集



ひがしやまとスイーツウオーキングは、市内のスイーツ取扱店自慢の一品を食歩きするウオーキングイベントです。イベント開催にあたり、参加店舗(実行委員)として事業の企画及び運営にご協力いただけるスイーツ(和洋菓子パン等)取扱店を募集します。

飲食店等でスイーツを販売しているお店も大歓迎です。ぜひ、お店の魅力をPRしませんか。

▽応募資格 スイーツを扱っている個店で次の条件を満たす方
①当日のイベント運営(試食品(300食以上)の提供)、スタンプの押印等及び店舗・商品のPRを行うことが出来る方
②平日の夜間に開催される会議に出席できる方

▽募集店舗数 20店舗程度
▽募集期限 7月20日(木)
▽応募方法 産業振興課(市役所1階)で配布して

交通安全教室

最近、自転車に関わる交通事故の割合が増加しています。また、信号無視や車道の右側を走行するなど、自転車の無謀な運転も社会問題となっています。

そこで、交通ルールの必要性について考えるきっかけとなるよう、スケアード・ストレイト方式による体験型自転車交通安全教室を開催します。

「スケアード・ストレイト」とは、「恐怖を直視させる」という意味です。この交通安全教室では、スタントマンが受講者の目の前で交通事故を再現するため、交通事故の衝撃や怖さを実感できます。どなたでも見学できますので、ぜひご参加ください。

▽日時 7月7日(金)午後1時30分～3時
▽場所 市立第四中学校校庭(雨天時は同校体育館)

▽内容 スタントマンによる交通事故再現、自転車の危険な乗り方体験
▽問合せ 土木課・内線1213まで。

「スケアード・ストレイト」とは、「恐怖を直視させる」という意味です。この交通安全教室では、スタントマンが受講者の目の前で交通事故を再現するため、交通事故の衝撃や怖さを実感できます。どなたでも見学できますので、ぜひご参加ください。

中央図書館 会議室開放 一日図書館員

中央図書館では、小・中学校の夏休み中に、会議室を自習室として試行的に開放します。

▽対象 小学5年生～高校生で東大和市の図書館利用カードを持っている方(図書館未登録の方は利用できません)

▽日時 7月21日(金)～8月24日(木)午前10時30分～午後4時45分

▽場所 中央図書館2階会議室

▽定員 18人(当日先着順)

▽利用方法 中央図書館2階のレファレンス室で図書利用カードを預け、自習利用券を受け取ってから利用してください。詳しくは自習室利用時に説明します。

▽利用内容 個人での学習(自習)に限ります。グループ学習、話し合い、場所を



▲自習室の様子

図書館からのお知らせ(7月)

おはなし会		
場所	対象()は内容	実施日・時間
中央図書館 ☎042-564-2454	4歳～小学1年生(保護者入場可)	7日(金):21日(金) 午後3時30分～4時
	小学2年生以上	8日(土):22日(土) 午後3時30分～4時
桜が丘図書館 ☎042-567-2231	3歳以下及び保護者(わらべうたと絵本)	14日(金):28日(金) 午前10時30分～11時
	4歳以上	13日(木):27日(木) 午後3時30分～4時
清原図書館 ☎042-564-2944	3歳以下及び保護者(わらべうたと絵本)	13日(木):27日(木) 午前10時30分～11時
	4歳以上	12日(水):26日(水) 午後3時30分～4時

※予約の必要はありません。当日直接会場お越しください。

移動図書館巡回日程		
ステーション名	巡回時間	巡回日
多摩湖畔自治会集会所前	午後1時30分～2時15分	5日(水)・19日(水)
上北台団地東側	午後2時30分～3時15分	
蔵敷公民館	午後3時30分～4時15分	12日(水)・26日(水)
向原市民センター	午後2時30分～3時15分	
清水神社境内	午後3時30分～4時15分	

※悪天候の日はお休みします。運行については中央図書館までお問合せください。

開館時間・休館日						
	月	火	水	木	金	土・日
中央図書館	午前10時～午後5時	休館日	午前10時～午後7時	休館日	休館日	午前10時～午後5時
桜が丘図書館	午後5時	休館日	午前10時～午後5時			
清原図書館	休館日	午前10時～午後5時				

【休館日】毎週土曜日(清原図書館は毎週月曜日も休館)、毎月第3木曜日、土・日曜日を除く祝日、年末年始、特別資料整理期間
中央図書館・桜が丘図書館:7月4・11・17・18・20・25日
清原図書館:7月3・4・10・11・17・18・20・24・25・31日

事故の恐怖を体験型自転車交通安全教室

最近、自転車に関わる交通事故の割合が増加しています。また、信号無視や車道の右側を走行するなど、自転車の無謀な運転も社会問題となっています。

そこで、交通ルールの必要性について考えるきっかけとなるよう、スケアード・ストレイト方式による体験型自転車交通安全教室を開催します。

「スケアード・ストレイト」とは、「恐怖を直視させる」という意味です。この交通安全教室では、スタントマンが受講者の目の前で交通事故を再現するため、交通事故の衝撃や怖さを実感できます。どなたでも見学できますので、ぜひご参加ください。

▽日時 7月7日(金)午後1時30分～3時
▽場所 市立第四中学校校庭(雨天時は同校体育館)

▽内容 スタントマンによる交通事故再現、自転車の危険な乗り方体験
▽問合せ 土木課・内線1213まで。

「スケアード・ストレイト」とは、「恐怖を直視させる」という意味です。この交通安全教室では、スタントマンが受講者の目の前で交通事故を再現するため、交通事故の衝撃や怖さを実感できます。どなたでも見学できますので、ぜひご参加ください。

飼い主のいない猫の対策



猫に関する苦情や相談が市に寄せられています。法令等により、市で猫の捕獲を行うことはできません。

一方で、猫の問題を解決するため活動に取り組んでいる方々があります。活動には様々な方法がありますが、どのような形でも時間がかかります。簡単な方法はありますか。地域で協力していただく必要があります。

◎取組例の紹介

①不妊去勢手術 猫は毎年2～3回の発情と交尾があり、1回の出産で子猫を2～8匹産みます。子猫もその後8か月から繁殖能力をもつようになるため、1匹のメス猫から1年後には20匹、2年後には80匹以上に増えてしまうことも考えられます。そのため、猫には不妊去勢手術をしましょう。

②エサ置きエサは、他の地域から移動してくる猫が増えたり、カラスなどに荒らされる原因となります。自分の敷地内であっても決まった時間と量を、エサをあげると決めた猫だけに与え、食べ残しがあっても一定時間で片付けるようにしましょう。

③トイレ あちこちに用を足さないように、猫が好むトイレを設置して定期的に清掃しましょう。

飼い主のいない猫の元をたどれば、一部の無責任な飼い主が捨てたりした猫で、身元の表示など、適正な飼育方法をすることが大切です。

▽動物に関する相談先 東京都動物愛護相談センター多摩支所 ☎042-581-7435へ。

後期高齢者 医療保険からの お知らせ



◎平成29年度の保険料額決定通知書を送付します

平成29年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は平成28年中の所得を基に東京都後期高齢者医療広域連合で決定しています。

▽保険料の納付方法 特別徴収と普通徴収の2種類の方法があります。

●特別徴収…年金からの引き落としにより納付する方法です。4月・6月・8月の年金から引き落とされる保険料は、平成27年中の所得を基に仮決定した金額です。今回、平成28年中の所得を基に、平成29年度の保険料を決定しています。

●普通徴収…納付書または口座振替で納付する方法です。1年間の保険料を第1期(7月)から第8期(平成30年2月)までの8回に分けて納付します。

※保険料の納付方法は原則として特別徴収ですが、一定の条件に該当する場合は普通徴収となります(通知書下段に記載の「期割保険料額」欄をご覧ください)。

※平成28年度に保険料額の変更(軽減適用、所得更正等)の対象で、平成28年10月以降の特別徴収が中止されている方は、原則、9月までは普通徴収で、10月から特別徴収が再開されます。

※特別徴収から口座振替への変更を希望する方はお問い合わせください。既に変更の申出をした方は手続き不要です。

◎一部負担金の割合の変更に伴う被保険者証を送付します

被保険者証の一部負担金の割合に変更がある方には、8月1日から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

▽一部負担金の割合の判定方法

●一部負担金の割合が1割の方…同一世帯の被保険者全員の平成29年度住民税課税所得が145万円未満の場合

●一部負担金の割合が3割の方…同一世帯の被保険者の中で平成29年度住民税課税所得が145万円以上の方がある場合

※課税所得が145万円以上で、次の①・②の条件を満たす方は、申請が認められると、一部負担金の割合が3割から1割に変更となります。

①同一世帯に被保険者が1人の場合…平成28年中の収入額が383万円未満(同一世帯に70歳~74歳の国保または会社の健康保険等の加入者がいる場合は、その方との合計収入額が520万円未満)

②同一世帯に被保険者が2人以上の場合…被保険者全員の平成28年中の合計収入額が520万円未満

1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合、賦課の基となる所得金額が合計210万円以下であれば1割負担となります。

▽申請に必要なもの

被保険者証、平成29年度確定申告の写し(平成28年中の収入がわかるもの)、個人番号通知カードまたはマイナンバーカード、印鑑

※被保険者証が届いた方は、これまでお使いのものを8月以降にご自身で破棄していただくか、保険年金課(市役所1階)または市民センターに返却してください。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の交付申請をお願いします

次の①・②の所得条件に該当する方は、申請し認められると、外来・入院時の自己負担限度額や食事が軽減される減額認定証が交付されます(左表参照)。

過去に減額認定証を交付された方で、平成29年度も所得条件に該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。なお、新たに対象となると思われる方には、7月下旬に関係書類を郵送しますので、申請をしてください(郵送可)。

①区分Ⅱ…世帯全員が平成29年度住民税非課税であり、区分Ⅰに該当しない方

②区分Ⅰ…世帯全員が平成29年度住民税非課税で年金収入80万円以下(ほかの所得がない)の方または高齢福祉年金を受給している方

一部負担金の割合、自己負担限度額等一覧

区分	平成29年度の住民税課税所得	一部負担金の割合	自己負担限度額(1か月)		食費の標準負担額(1食当たり)
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者	同一世帯の被保険者のうち、どなたかが145万円以上(下記にあってはまる場合を除く)	3割	57,600円(44,400円) ※3	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% ※5・6	360円 ※7 (平成30年4月1日からは460円)
一般 ※1	同一世帯の被保険者のうち、どなたかが145万円以上で、 ・同一世帯の被保険者の前年の収入合計額が520万円未満 ・被保険者が本人のみの場合は、前年の収入が383万円未満 ※2 145万円未満	1割	14,000円 ※4 (12,000円) ※3	57,600円 ※6 (44,400円) ※3	
			区分Ⅱ	世帯の全員が非課税	
区分Ⅰ	世帯の全員が非課税で、年金収入80万円以下(その他の所得がない)の方または高齢福祉年金受給者		8,000円	15,000円	

- ※1 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者は、本人と同一世帯の被保険者との賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下であれば区分は一般となります。
- ※2 383万円以上であっても、同一世帯に70~74歳の方がいる場合は、その方との前年の収入合計額が520万円未満であれば、1割負担となります。
- ※3 自己負担限度額の見直しにより、平成29年8月診療分以降は上段の金額となり、平成29年7月診療分までは下段()の金額となります。
- ※4 1年間(毎年8月~翌年7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間144,000円の上限が設けられます。
- ※5 「10割分の医療費」が267,000円以下の場合は、限度額が80,100円となります。
- ※6 12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は44,400円。「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。
- ※7 指定難病患者の方は1食260円に据え置かれます。精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続で入院した患者の方は、当分の間1食260円に据え置かれます。
- ※8 過去12か月で入院日数が90日(他の健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の減額認定証が交付されていれば通算できます)を超える場合は、入院日数を証明する領収書を添えて申請し、認められると食費の標準負担額が1食当たり160円になります。

介護保険からの お知らせ

◎平成29年度の介護保険料納入通知書(決定通知書)を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)について、平成29年度介護保険料(年額)を決定しましたので、7月初旬に納入通知書を送付します。特別徴収(年金天引き)の方は既に仮徴収をしています。

介護保険料は、介護保険制度を運営するための貴重な財源となります。制度の安定的な運営のため、ご理解ご協力をお願いします。

▽介護保険料負担の仕組み

介護保険に係る費用は、国、都、市の公費と介護保険料とで原則50%ずつ負担します。40歳~64歳の方の介護保険料は、その方が加入している医療保険の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料と併せて納められます。65歳以上の方の介護保険料は、市が定めた基準額に、その方の平成28年中の所得を基に所得段階に応じた割合を乗じて決められ、一部の方を除き特別徴収(年金天引き)となります。

▽介護保険料の納付方法

特別徴収と普通徴収の2種類の方法があります。●特別徴収…受給している高齢・退職年金、障害年金または遺族年金が、月額1万5,000円(年額18万円)以上の方は、特別徴収となり、その年金から介護保険料が天引きされます。特別徴収は、年額保険料を6期(年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)に分けて徴収します。介護保険料は年金からの徴収が原則となり、納付書払い(普通徴収)の選択はできません。

また、遺族年金が、月額1万5,000円(年額18万円)以上の方は、特別徴収となり、その年金から介護保険料が天引きされます。特別徴収は、年額保険料を6期(年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)に分けて徴収します。介護保険料は年金からの徴収が原則となり、納付書払い(普通徴収)の選択はできません。

●普通徴収…年金の年額が、18万円未満の方は普通徴収(納付書払い)になります。また、年額18万円以上の年金を受け取っている方でも、65歳になって間もない方、他市から転入した方、平成29年4月1日時点でまだ年金を受け取っていない方、一定期間普通徴収となり、その後自動的に特別徴収に変わります。年金を担保に融資を受けている方も、その間は普通徴収となります。なお、介護保険料の所得段階が変わった方は、一部を特別徴収に納付書により納めていただくことがあります。普通徴収は、年額介護保険料を8期(7月~翌年2月)に分けて納付していただきます。納入通知書と同封の納付書により、お近くの金融機関等で納付してください。一時的に普通徴収となる方は、該当期の納付書のみを送付します。

◎介護保険料の減額申請

介護保険制度は、国民の皆さんで支えあう社会保険制度です。それぞれの所得に応じた段階の介護保

険料を滞滞なくお支払いいただくことが原則となっています。市では、一定の条件に該当する方について、申請日以降の介護保険料を最大50%減額する市独自の措置を実施しています。

なお、減額の対象と認められた方は、申請日以降の納期の介護保険料から減額の対象となります。

▽申請の条件 次の全ての条件に該当する方

- 申請日の属する年度の市民税が世帯全員非課税であること
- 生活保護を受給していないこと
- 生活保護の生活扶助基準に対する世帯の収入認定額の割合が100分の120未満であること
- 世帯の申請日現在の預貯金総額が、生活扶助基準の12か月分未満であること
- 日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- 市民税課税者に扶養されていないこと

▽申請方法 高齢介護課(市役所2階)で申請してください。なお、7月初旬に郵送する介護保険料納入通知書と世帯全員の収入及び預貯金の額が確認できる書類、通帳、印鑑を必ず持参のうえ、申請書に必要事項を記入して提出してください。申請は毎年度必要となりますのでご注意ください。◆以上のお問合せは、高齢介護課・内線1139まで。

国民健康保険からの お知らせ



（世帯員の転入・転出・出生・健康保険の資格の取得・喪失等）がある場合には、月割りで税額が変更となります。また、前年中の所得金額等に変更が生じた場合も、税額が変わる場合があります。

●納付書払い・納税通知書に同封の納付書により、各納期限までにお支払いください。送付した納税通知書と納付書は、分冊式となっております。納付書の納期限にご注意ください。

※既に口座振替の手続きをされている場合には、納付書は同封していません。

●口座振替・口座振替の手続きをすると、指定の口座から納期限毎に国保税が納められます。一度手続きすると毎年継続されます。

●特別徴収等・国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主等は除く）等の一定の条件に該当する方は、国保税が年金からの引き落としによる納付（特別徴収）となります。なお、特別徴収を中止し、口座振替による納付方法を選択することもできます。特別徴収を中止し、口座振替を希望する場合は、お早めに被保険者証、金融機関等の口座番号等がわかるもの、口座届出印をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階）で、手続きをしてください。手続きの時期により、口座振替への変更時期が異なります。

●被保険者資格の取得・喪失と国保税

国民健康保険の被保険者資格は、他の健康保険に加入している場合や生活保護を受けている等の適用除外事由に該当する場合を除き、社会保障制度の一環として、他の社会保障制度と同様に強制適用となります。

国保税は、資格を取得した月（職場の健康保険等を抜けた月、他の市町村から転入した月）から算定されます。市役所への届出時からではありません。届出が遅れると、被保険者になった時点までさかのぼって国保税を納めていただくこととなりますのでご注意ください。届出の手続きは14日以内に済ませてください。

■平成29年度国民健康保険税（国保税）の納税通知書を7月中旬に郵送します

◎国保税の算出方法

国保税は、医療分（基礎課税額）、支援分（後期高齢者支援金等課税額）、介護分（介護納付金課税額）（40歳以上65歳未満の方が対象）に区分し、表1の税率等に基づき、課税限度額を限度として算出した合計額が、世帯の1年間の国保税の金額となります。年度途中で資格の取得または喪失

表1 平成29年度の国民健康保険税の税率等と課税限度額

区分	所得割額	均等割額	課税限度額
医療分	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 5.64%	被保険者1人当たり 26,500円	52万円 ※平成29年度から改定しています。
	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.68%	被保険者1人当たり 7,900円	17万円 ※平成29年度から改定しています。
	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.83%	被保険者1人当たり 10,800円	16万円 ※平成29年度から改定しています。
支援分	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.68%	被保険者1人当たり 7,900円	17万円 ※平成29年度から改定しています。
	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.83%	被保険者1人当たり 10,800円	16万円 ※平成29年度から改定しています。
	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.83%	被保険者1人当たり 10,800円	16万円 ※平成29年度から改定しています。
介護分	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.83%	被保険者1人当たり 10,800円	16万円 ※平成29年度から改定しています。
	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.83%	被保険者1人当たり 10,800円	16万円 ※平成29年度から改定しています。
	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 1.83%	被保険者1人当たり 10,800円	16万円 ※平成29年度から改定しています。

●納税義務者

国保税の納税義務者は法令に基づき、世帯主となります。例えば、世帯主が他の健康保険に加入している場合、ご家族が国民健康保険の資格を取得していると、国保税の納税義務者は世帯主となります。

◎国保税の納付

国保税は国民健康保険事業の貴重な財源となります。納期限内の納付にご協力ください。

●納付書払い・納税通知書に同封の納付書により、各納期限までにお支払いください。送付した納税通知書と納付書は、分冊式となっております。納付書の納期限にご注意ください。

※既に口座振替の手続きをされている場合には、納付書は同封していません。

●口座振替・口座振替の手続きをすると、指定の口座から納期限毎に国保税が納められます。一度手続きすると毎年継続されます。

●特別徴収等・国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主等は除く）等の一定の条件に該当する方は、国保税が年金からの引き落としによる納付（特別徴収）となります。なお、特別徴収を中止し、口座振替による納付方法を選択することもできます。特別徴収を中止し、口座振替を希望する場合は、お早めに被保険者証、金融機関等の口座番号等がわかるもの、口座届出印をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階）で、手続きをしてください。手続きの時期により、口座振替への変更時期が異なります。

◎国保税の軽減

国保税は、被保険者等の申告に基づく総所得金額等を基に算出されます。総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に

表2 自己負担額（月額）・入院時食事療養費の自己負担限度額（国保高齢受給者）

区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	入院時食事療養費（1食あたり）
現役並み所得者	57,600円 ※平成29年7月までは44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% ※過去12か月のうち4回目以降44,400円	360円
一般	14,000円 ※平成29年7月までは12,000円。年7月診療分～平成30年7月診療分）上限額144,000円	57,600円 ※平成29年7月までは44,400円。過去12か月のうち4回目以降44,400円	
区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までの入院は210円、過去12か月で90日を越える入院は160円
区分Ⅰ		15,000円	100円

関らず、税務署または、市役所に申告をしていただく必要があります。

◎国保税の減免等

災害その他特別の事情で所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免の制度があります。納税できないまま納期限が過ぎると、延滞金が増加されたり、滞納処分を受けたりすることがありますので、お早めにご相談ください。

◆以上のお問合せは、保険年金課・内線1023まで。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請

市の国民健康保険高齢受給者証をお持ちで、平成29年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表2のとおり自己負担額が軽減されます。対象と思われる方には、6月下旬に関係書類を郵送しています。

8月が更新月となりますので、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください（郵送可）。

▽対象 国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方

●区分Ⅱ・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が平成29年度市町村民税非課税の方

●区分Ⅰ・世帯主及び同一世帯の国保被保険者が平成29年度市町村民税非課税で、その世帯の所得区分ごとに必要経費・控除（公的年金等の控除額は80万円）を差し引いた各所得が、いずれも0円となる方（年金収入が80万円以下の方等）

▽申請に必要なもの ①郵送された書類②国民健康保険証③高齢受給者証④印鑑⑤長期入院該当者（平成28年8月1日以降90日以上入院した方）は入院日数を証明する領収書（コピー可）⑥平成29年1月2日以降に転入した方は世帯主及び同一世帯の国保被保険者の市町村民税非課税証明書

※郵送の場合は、①⑤⑥を郵送してください。

▽問合せ 保険年金課・内線1021まで。

あなたのちょっとした手助けをヘルプカード



ヘルプカードとは、障害のある方などの手助けを必要とする人が、普段から身に付けておき、緊急時や災害時等に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。

障害のある方の中には、助けが欲しくてもうまく伝えられない人、困っていること自体を理解しづらい人もいます。

ちょっとしたあなたの手助けが障害のある方の安心につながります。

障害のある人が困っている時は、周囲にいる方が記載内容に沿った支援をお願いします。

◎ヘルプカードの利用を希望する方へ

市では、市内在住・在勤・在学で障害のある方で希望する方にヘルプカードを配布しています。カードの裏面には必要な支援内容や緊急連絡先を記載することができます。いざという時のため、ぜひご利用ください。

※障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。

▽配布場所 障害福祉課（市役所1階）、高齢介護課（市役所2階）、高齢者ほっと支援センター、地域生活支援センターウエルカム、31日（月）午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日は除く。

▽申請場所 障害福祉課（市役所1階）

▽申請に必要なもの 申請書、被爆者健康手帳の写し、見舞金を振り込む口座番号

▽申請に必要なもの 4ヶ月分のガソリン及び軽油費の領収書、朱肉を使用する印鑑、自動車ガソリン助成対象者証（うぐいす色）

※申請期間は受付できませんので、ご注意ください。

振込口座等を変更した時は、窓口でお申し出ください。

▽申請・問合せ 障害福祉課（市役所1階）・内線1123まで。

原子爆弾被爆者見舞金の申請を

▽対象 市内在住で被爆者健康手帳の交付を受けている方

▽申請日時 7月3日（月）

▽申請に必要なもの 申請書、被爆者健康手帳の写し、見舞金を振り込む口座番号

▽申請に必要なもの 4ヶ月分のガソリン及び軽油費の領収書、朱肉を使用する印鑑、自動車ガソリン助成対象者証（うぐいす色）

※申請期間は受付できませんので、ご注意ください。

振込口座等を変更した時は、窓口でお申し出ください。

▽申請・問合せ 障害福祉課（市役所1階）・内線1123まで。

心身障害者の方へガソリン費等の助成

ガソリン1ℓ当たり53円80銭（軽油32円10銭）を1か月30ℓまで助成します。

▽申請日時 7月3日（月）10日（月）午前8時30分～午後5時

※土・日曜日は除く。

今月の「手話通訳者がいる日」

市役所本庁舎に来庁した方の行政手続き等の手話通訳を行います

▷日にち 7日（金）、14日（金）、21日（金）、28日（金）

▷時間 午前9時～午後5時

▷場所 相談室2（市役所1階 食堂向かい）

▷問合せ 障害福祉課・内線1123
ファクス 042-563-5928

東大和市総合福祉センターはとふる、市内障害者相談支援事業所

▽申込方法 申込書に必要事項を記入し、配布場所の開所時間内に提出してください。

◎ヘルプカード普及講習会

ヘルプカードの趣旨を理解し、障害者支援に協力していただける事業所等（商店街や業種組合等）を対象に普及講習会を実施します。障害者理解やヘルプカードの活用を説明する20分程度のミニ講習会です。

講習会の開催を希望する事業所等は、障害福祉課までお申し出ください。

講習会終了後に、「ヘルプカード協力事業所」のステッカーを差し上げます。

◆以上のお問合せは、障害福祉課・内線1123まで。

生涯学習人材バンク登録講師の講座を受けてみませんか

人材バンク登録者による体験講座を下表のとおり実施します。講座内容に関心のある方は、お申し込みください。講座会場は、全て中央公民館です。

人材バンクは、生涯学習の講座を開くために講師を探している市民の方に、登録講師を紹介するものです。詳しくは、市内公共施設に置いてある「学びあいガイド」をご覧ください。

※人材バンクへの登録は、随時募集しています。

申込み 社会教育課・内線 1555 まで。

日時	講座名	内容	講師	定員	申込み締切
7月28日(金) 10:00~12:00	やさしい太極拳	気功、24式太極拳の動作練習が体験できる講座です。怪我の防止や腰痛、肩こりに効果抜群です。	山本百起男	20人	7月27日(木)
	超文法による韓国語解説	ハングル文字を学ぶことによって、新しい文法の見方を学べる講座です。	高橋磐郎	20人	7月27日(木)
	糸綴じのミニノートを作ろう	約9cm×11cmのミニノートが作れる講座です。自分だけのオリジナルノート作りを楽しみませんか。	浅井妙子	5人	7月26日(水)
	社交ダンス	初心者・高齢者のための初歩的なダンスレッスンです。つまづかない歩き方も学べます。	安藤高視	20人	7月27日(木)
7月28日(金) 14:00~16:00	なるほど、納得、バイオリン・ピアノ・チェロ講座	弦楽器の構え方、音の出し方など、初心者から学べる講座です。	鎌田浩史	20人	7月25日(火)
	盆栽、山野草を気軽に楽しむ	盆栽や山野草の栽培について気軽に学ぶことができる講座です。園芸相談受け付けます。現物持参歓迎。	山本百起男	20人	7月27日(木)
	快適歩行にすぐ役立つ！ハナマル知識	足の不調、靴選び、歩き方、転倒予防に目からウロコの方法を学べます。お金をかけずに誰でもできます。	清本京子	15人	7月26日(水)
7月29日(土) 10:00~12:00	アロマで作る虫除けスプレー&かゆみ止めジェル	アロマのミニ知識、虫除けスプレー、かゆみ止めジェル作りが体験できる講座です。親子参加可。	杉内美代子	10人	7月25日(火)
	風景スケッチの描き方	水彩による風景スケッチの講座です。実際に外に出て、水彩で風景を描きます。	澤田要一	8人	7月24日(月)
	彦アート書道	「座右の銘」など、人の心を動かす言葉を書体で表現します。心と腕のアート書道を体験してみませんか。	大谷輝彦	12人	7月28日(金)
7月29日(土) 14:00~16:00	カリグラフィー（西洋書道）	専用のペンを使って「For you」と書き、簡単に華やかで彩色を加えることで、美しい作品を作ります。	佐川由香里	10人	7月26日(水)
	ハーブのおはなし	童話を通して身近なハーブについて学べる講座です。生ハーブによるハーブティーの試飲を行います。	須永早千代	10人	7月26日(水)
	アドラー心理学講座「勇気づけ」	「勇気づけ」とは何か？勇気づけのコミュニケーションの実践方法を、紙芝居を使ってお話します。	徳永知佐	10人	7月28日(金)
	シニアから始める和太鼓	身体をほくしてから、和太鼓の打ち方の基本、応用、簡単な曲に合わせて和太鼓を体験する講座です。	井藤智臣	10人	7月26日(水)

青少年の非行・被害を防止しましょう



7月は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。青少年の育成は、国民全

体に課せられた義務です。国・地方公共団体・関係団体等が、それぞれの役割を果たし、相互に協力しながら、地域が一体となった取り組みが必要です。皆さんのご協力をお願いします。

- 青少年の非行・被害防止 全国強調月間の重点目標
- 子供の性被害の防止
- インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- 再非行(犯罪)の防止
- いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

特別支援教育の理解・推進を目的として講演会を開催します。申込不要・入場無料です。

発達障害児支援について学びませんか



▽日時 7月28日(金)午後2時(午後1時30分開場)
▽場所 中央公民館ホール
▽講師 小池敏英氏(東京学芸大学教授)
▽内容 発達障害のある子どもが抱える困難さとは、読み書きの苦手な子どもに対する支援について、

高齢者住宅に入居しませんか



▽募集戸数 高齢者のみの世帯(2人以上)用…2戸(9月1日入居予定)
▽応募資格 次の①②③すべてに該当する方
①平成29年7月3日現在65

- 歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 直近1年以上市内に住民票があり、居住している
- ③ 次のいずれかの理由で住む場所に困っており、自分で替わりの住宅を見つけれない
- ④ 立ち退き要求を受けている
- ⑤ 現住居が衛生的に良くない状態である
- ⑥ 経済的理由で現住居に住

み続けられない
④健康で、自立して日常生活ができる
⑤平成28年中の収入が二五六万八、〇〇〇円以下
▽申込書の配布 7月3日(月)から高齢介護課(市役所2階)、市民センターで配布
▽申込み 7月18日(火)午後5時までに高齢介護課
▽問合せ 高齢介護課・内線1177まで。

ケアラージカフェをご利用ください

東大和市総合福祉センター「はくとふる」では、認知症の方、介護が必要なお方、その介護者等が集まる

「東大和ケアラージカフェ」は、「はくとふる」を定期開催しています。カフェは、相談、情報交換や、認知症・介護に関するミニ講座などを楽しめる場です。申込不要、出入り自由です。お気軽にご参加ください。

▽対象 市内在住の方
▽日時 7月27日(木)、8月24日(木)、各回とも午後1時30分～3時30分
▽参加費 200円(お茶代等)
▽問合せ 「はくとふる」地域活動支援センター ☎042-516-3982へ。

子ども家庭支援センター「かるがも」0歳児親子集まれ!



子ども家庭支援センター「かるがも」では、0歳児親子を対象に、情報交換や、友達づくりをする場所を提供します。ぜひ遊びにきて

ください。
▽対象 市内在住で、参加当日に0歳のお子さんとその保護者
▽日時 7月13日(木)午前10

時～11時、午後2時～3時(都合のよい方の時間帯にお申し込みください)
▽場所 子ども家庭支援センター
▽申込み 7月12日(水)午後5時までに子ども家庭支援センター ☎042-565-3651まで。

中学生の方

奨学生の予約募集をしています

東京都私学財団では、経済的な理由で高校等に行くことが難しい方のために、奨学生の予約募集を行っています。詳細は、各学校または教育総務課(市役所5階)にあるパンフレットを

ご覧ください。
▽対象 平成30年4月に高等学校または専修学校高等課程に進学を希望している中学生3年生で、本人と保護者が都内に住所を有していること。同種の奨学金を他に申込み 9月11日(月)までに在籍する学校へ。

▽問合せ (公財)東京都私学財団振興部育英資金課 ☎03-5206-7929へ。線1521まで。

外国人の保護者の方

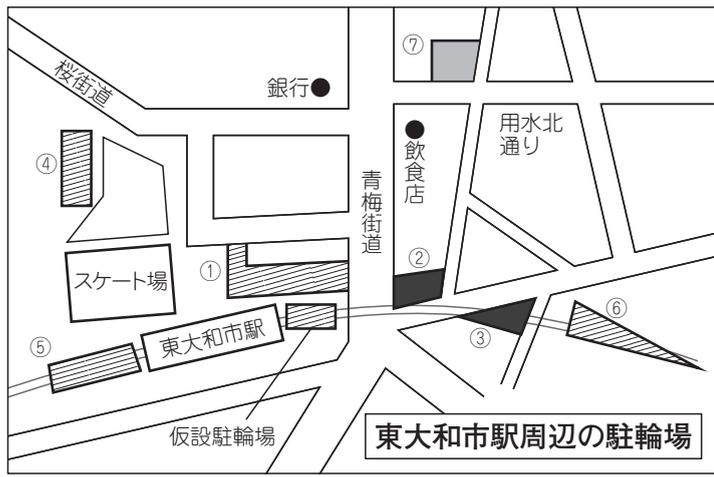
市役所が教育費を補助します

市役所は、外国人の子どもの親に、学校に行くためのお金を支給します。※外国人学校に行っている子どもの親が対象です。詳しくは、市役所に問い合わせてください。

今月の不燃ごみは、11日～14日の間に収集します

各地域で収集曜日が異なりますので、ごみ排出カレンダーでご確認ください/問合せごみ対策課・内線1241まで

8月1日(火)から 東大和市駅周辺の駐輪場はすべて有料になります



東大和市駅周辺の、市営の無料の駐輪場(地図、表の②、③)は、8月1日(火)から有料になります。各駐輪場の詳細は、表の問合せ先にお問い合わせください。

Table with 6 columns: 駐輪場の名前, 利用方法, 利用料金, 収容台数, 運営の状況, 問合せ. It lists various bicycle parking areas and their respective rules and fees.

(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設 生活環境影響調査の結果を公表します

小平市、武蔵村山市、東大和市、小平・村山・大和衛生組合で、小平市に建設を計画している(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設について、施設の設定、稼働に伴う周辺地域への生活環境影響調査結果がまとまったため、縦覧に供します。

都市計画の原案をご覧ください



市では、小平・村山・大和衛生組合からの依頼で、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の都市計画決定のための手続きを進めています。

用途地域等の変更を行いました



上北台一丁目から武蔵村山市神明四丁目区間において、東京都が進めている新青梅街道拡幅事業に伴い、周辺の土地利用に変化が予想されます。

7時～8時30分、場所は小平・村山・大和衛生組合3階大会議室
▽意見書の提出 7月7日(金)～8月21日(月)に、小平・村山・大和衛生組合(〒187-0033 小平市中島町2-1-1)に郵送、ファクス(042-343-5374)、メール(ifo@kmy-eiseikunai.jp) 持参のいずれかの方法で提出してください。

市認定ヘルパーになりませんか



市では、平成29年4月から、要支援1・2などの方を対象に、家事援助のみを提供する訪問サービス(緩和型訪問サービス)を提供しています。

認知症サポーターになりませんか



認知症について正しく知り、認知症の人や家族を支援する、認知症サポーターを養成する講座を開催します。参加された方には、認知症サポーターの目印である「オレンジリング」を差し上げます。



保健

乳幼児の身長・体重計測
就学前までの乳幼児／7月6日(木)午前9時30分～11時／場所 市立保健センター／母子健康手帳／当日直接会場にお越しください。

育児相談会 イルカグループ
同年代のお母さんと楽しくおしゃべりしませんか。35歳以上で第1子を出産したお母さんとお子さん(1歳4か月までの乳幼児)／7月12日(水)午前9時30分～11時／場所 市立保健センター／母子健康手帳／当日直接会場にお越しください。

幼児のむし歯予防教室
1歳～1歳6か月の幼児とその保護者／7月27日(木)午前10時～11時／場所 市立保健センター／24人(申込順。定員を超えた場合は9月の教室になります。日程は9月発行の市報をご覧ください)／歯と食生活・歯の磨き方・生活リズムの話／歯科衛生士、栄養士、

保育士／母子健康手帳
乳幼児健康診査
左表のとおり／場所 市立保健センター／対象者は、個別に通知しています。

健診名	対象者(生年月日)	健診日	受付時間	開始時間
3～4か月児健康診査	平成29年 3月18日～ 4月10日	7月21日(金)	午後0時45分～1時15分	午後1時
1歳6か月児健康診査	平成27年12月20日～平成28年 1月 2日 平成28年 1月 3日～ 1月23日	7月11日(火) 7月25日(火)		
3歳児健康診査	平成26年 5月 6日～ 5月22日 平成26年 5月23日～ 6月12日	7月14日(金) 7月28日(金)		
5歳児健康診査	平成24年 4月 1日～ 4月21日	7月18日(火)		

こころの健康相談
気持ちが悪く不安定になり、専門医に受診すべきかどうか悩んでいる方やその家族のために、専門医が相談のりです。／7月5日(水)午前10時～正午(事前申込制)／場所 市立保健センター

愛の血液助け合い運動
7月1日～31日の1か月間、愛の血液助け合い運動月間として、全国的な献血運動が展開されます。ぜひ献血にご協力ください。

熱中症の応急処置
熱中症の症状は「めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い」などです。熱中症が疑われる人を見かけたら、

周りにいる方で応急処置にご協力をお願いします。
●涼しい場所へ移動 風通しのよい日陰や、冷房の効いている場所へ移動させらる。
●水分・塩分の補給 水分・塩分を与える。
●衣服を脱がせる 首元を緩めるなどして体から熱を逃がす。
●体を冷やす 皮膚に水をかけてうちわや扇風機などで風を送る。首や脇、足の付け根など太い血管の通りに水や冷やしたタオルなどを当てる。
なお、自分で水が飲めない、意識がない場合にはすぐに救急車を呼びましょう。
◆以上の申込み・問合せは、市立保健センター ☎042-565-5211まで。

お知らせ

042-564-1282まで。
●社会教育委員会
7月18日(火)午後3時から／場所 市役所会議棟第8会議室／傍聴者の定員 5人／社会教育課・内線15555まで。
●地域福祉審議会
7月18日(火)午後7時～9時／場所 市役所会議棟第1・2会議室／傍聴者の定員 10人／手話通訳をご希望の方は7月10日(月)までにご連絡ください(ファクス042-563-5930)／福祉推進課・内線11311まで。
●第1回総合教育会議
7月19日(水)午後3時30分／場所 市役所会議棟第4・5会議室／傍聴者の定員 10人／教育総務課・内線15111まで。
●地域福祉審議会障害者部会
8月9日(水)午後7時から／場所 市役所会議棟第1・2会議室／議題 第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画について／傍聴者の定員 10人／手話通訳をご希望の方は7月12日(水)までにご連絡ください(ファクス042-563-5928)／障害福祉課・内線11233まで。

理を市民の皆さんと実施しています。
そこで、この会議の委員を市民の皆さんから次のとおり募集します。
●応募資格 市内在住の20歳以上(平成29年4月1日現在)で、産業振興基本計画の進捗管理に関心があり、平日の昼間に開催する会議に出席できる方／募集人員 2人／任期 平成32年3月31日まで。報酬、謝礼はありません／応募期間 7月1日(土)～31日(月)／応募方法 「応募の動機」と題した作文(一、二〇〇字程度)に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話番号を記入し、産業振興課(市役所1階)へ提出、または郵送(当日消印まで有効)、ファクス(042-563-5927)、メール(sangyoushinko@city.higashiyamato.lg.jp)で提出してください(提出された作文は返却しませんので、ご了承ください)。なお、応募多数の場合は、選考とさせていただきます／産業振興課・内線10711まで。

1057まで。
●家屋調査にご協力ください
平成29年1月2日～平成30年1月1日までに新築または増築された家屋については、平成30年度から固定資産税と都市計画税が課税されます。
このため、市では課税の基礎となる家屋の評価額を算出するための調査を現在行っています。対象となる家屋には、市の職員が伺いし、家屋の床面積や内部・外部の使用資材・仕上げなどを調査させていただきます。該当する家屋をお持ちの方は、ご連絡をお願いします。調査の日程や時間については、ご相談ください。また、家屋の取り壊しをした場合も、次年度から課税をしないための確認が必要となりますので、あわせてご連絡をお願いします。課税課・内線1059まで。
●市政情報コーナー「今月のテーマは町名シリーズ」第16回「清原」です。
市政情報コーナー(市役所3階)の「今月のテーマ」は、町名シリーズの第16回「清原」です。町の移り変わりやあれこれを、資料や写真で紹介し、文書課・内線13211まで。

7月の祝日等
歯科応急診療
▽診療日 7月17日(月)
▽受付時間 午前9時30分～午後4時
▽場所 あまり歯科(中央4-1-027-7) ☎042-567-6789
▽持ち物 保険証(乳幼児医療証等をお持ちの方は併せてお持ちください)
※受診前に、必ず歯科医療

平成29年度住宅・店舗リフォーム資金補助金制度のご案内
市民の方が、所有する住宅または店舗のリフォームを市内の建設業者に発注した場合、工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。平成27年度以降に、同一の住宅・店舗でこの補助金を受けた方は、今年度の補助は受けられません。※平成26年度以前に同一住宅・店舗について、この補助制度を利用している場合は補助対象となります。
対象となる住宅・店舗 住宅は、市内に所有する自己居住用の住宅。店舗は、市内にある自己営業用の小売店舗等で、風俗営業法の規制を受けないもの。自己営業用の店舗を賃借している場合も対象になります。対象となる工事 工事金額が消費税額を除き15万円以上で、市内の建設業者により行う増改築工事。また、交付決定以降に着工し、平成30年3月31日までに完了す



機関に確認をしてください。
※市内の歯科医療機関による輪番制なので、毎回場所が異なります。
▽問合せ 市立保健センター ☎042-565-5211まで。
る工事であること。なお、申請前に着工した工事は、補助対象になりません。補助金額 工事金額の5%以内で、10万円を最高限度とします。申請書類 市のホームページまたは産業振興課(市役所1階)にて配布しています。産業振興課・内線1075まで。
●7月は会員増強月間です
社会福祉協議会では、より多くの方々に会員になっていただくため、7月を会員増強月間としています。会員の輪が広がることで、皆さん一人ひとりの善意が地域福祉を支える柱となります。さらに充実した福祉サービスを提供することができ、この機会に一人でも多くの方に会員になっていただきますよう、ご協力をお願いします。なお、増強月間以外でも常時会員を募集しています。社会福祉協議会 ☎042-564-0012へ。

◎ふくし法律相談

高齢者や障害者等の方で、判断能力の不十分な方の権利擁護相談、福祉サービスの利用に際しての苦情生活上で法的な解決が必要となすなど、専門的判断が必要とされる相談に、弁護士が無料でお答えします。

137-5 / 定員 20人 / 講師 下村和男氏(弁理士) / 参加費 無料 / 詳細については、「中小機構ビジネス」のホームページをご覧ください / Business (ビジネス) 担当 ☎042-565-1195

所は市役所中庭西側のピロティ部分です。お詫びして訂正します。 / 問合せ 社会教育課・内線1552まで。



7月27日(木)午後1時30分～4時15分(1件につき45分) / 相談は申込制です。事前に相談の概況をお伺いします / 社会福祉協議会 あんしん東大和 ☎042-590-0018

■BusiNest(ビジネス)

「ビジネスに役立つ商標の知識」をテーマに、ポイントを解説した後、グループに分かれて弁理士と一緒に考えていただきます。

対象 どなたでも参加できます / 開催日 7月13日(木) / 時間 午前9時30分～11時30分 / 場所 中小企業大学校東京東大和寮3階 BusiNestセミナー ルーム(東大和市桜が丘2

6月15日号5面に掲載した市民文化祭について、菊花展の開催場所が記載されていませんでした。開催場

所は市役所中庭西側のピロティ部分です。お詫びして訂正します。 / 問合せ 社会教育課・内線1552まで。

所は市役所中庭西側のピロティ部分です。お詫びして訂正します。 / 問合せ 社会教育課・内線1552まで。

市民情報

はじめの太極拳体験会 (陳氏太極拳東大和教室) / 7月3日(月)・10日(月)・17日(祝)午後6時30分～8時 / 場 向原市民センター / 10人(申込順) / 室内運動靴 / 動きやすい服装で参加 / 7月17日までに岡本042-565-1937へ

シニア男性の料理教室(まめの会) / 中高年男性の方 / 7月8日(土)午前10時～午後2時 / 場 中央公民館 / 20人(申込順) / パスタやスープ、おつまみを作って楽しい話をしませんか / 講 吉久保ヨシイ / 費 700円 / 場 エプロン、スカarf、手ふきタオル / 申 7月6日までにデイスーパーえんどうまめ042-565-9778へ

東大和市の東大和と上仲原野球場他 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

東大和市の東大和と上仲原野球場他 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

東大和市の東大和と上仲原野球場他 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「シニア男性の料理教室(まめの会)」 / 中高年男性の方 / 7月8日(土)午前10時～午後2時 / 場 中央公民館 / 20人(申込順) / パスタやスープ、おつまみを作って楽しい話をしませんか / 講 吉久保ヨシイ / 費 700円 / 場 エプロン、スカarf、手ふきタオル / 申 7月6日までにデイスーパーえんどうまめ042-565-9778へ

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050

「東大和市の東大和と上仲原野球場他」 / 登録受付 7月14日(金)・15日(土)午後6時30分～8時 / 中央公民館(登録者名簿、一万二千円(参加費)、二千円(登録費。初登録チームのみ)をお持ちください) / 代表者会議 7月21日(金)午後6時30分から / 中央公民館(代表者会議での登録はできません) / 岡 小山042-563-0050



児童館

☆ むこうはら児童館 ☎042-563-1858 ☆ / □七夕飾り作り / 幼児以上 / 7月4日午後2時30分～4時30分 / □水あそび / 乳幼児 / 7月12日午前10時45分～11時30分 / 水遊び用おむつ、ぬれてもよい服を着

☆ きよはら児童館 ☎042-565-6021 ☆ / □たなばた飾り制作 / 小学生 / 7月3日～6日午後2時～4時30分 / □こぐまちゃんこうえん(大型遊具等で自由に遊ぶ) / 乳幼児 / 7月11日午前10時30分～11時30分

☆ ならはし児童館 ☎042-562-3600 ☆ / □スポーツ教室(ユニホック) / 小学2年生以上 / 7月6日・7日午後4時～4時45分 / □ひよびよこケコ(プールあそび) / 乳幼児 / 7月12日午前10時30分～11時30分 / 水着が水遊び用紙おむつ、着替えと着替えを入れる袋、タオル

☆ なんがいの児童館 ☎042-567-2441 ☆ / □七夕行事 / 小学生 / 7月5日午後3時30分～4時30分 / □こつぷちゃん(0歳児お母さんたちの交流の場) / 1歳未満 / 7月11日午前10時30分～11時30分

☆ かみきただいの児童館 ☎042-567-2884 ☆ / □七夕飾り / 乳幼児以上 / 7月5日午後2時～4時 / □ちびっこワールド(「星に願いを」～七夕～) / 乳幼児 / 7月7日午前10時30分～11時15分

☆ さくらがおか児童館 ☎042-567-2237 ☆ / □七夕がざり / 小学生以上 / 7月5日午後3時15分～3時45分 / 飾りつけた笹を東大和南公園へ飾る

☆ おたのしみ会(パフォーマンスショー&パントマイム体験) / 4歳以上 / 7月19日午後3時15分～4時30分

☆ お楽しみ会(忍者参上!～児童館はからくり屋敷～) / 小学生 / 7月22日午後2時～午後3時 / 30人 / 風呂敷、水筒 / 動きやすい服装 / 7月4日から申込書を配布します。

※定員制の行事は3日前までに申込みを(申込順。定員になり次第締め切り)。受付時間は月～土曜日の午前10時～午後6時(祝日は除く)。

※乳児・幼児は保護者の付き添いが必要です。

日曜日と祝日の急患診療 科目 内科、小児科 / 受付時間 午前10時～11時45分及び午後1時～3時45分 / 場所 休日急患診療所(立野)

1-1034-2. ☎042-564-8181 / 保険証、乳医療証、子医療証、産医療証等をお持ちください(お持ちの方のみ)。

今月の相談

- ▷法律相談/毎週金曜日、午前9時～正午
 - ▷人権身の上悩みごと相談/20日(木)、午前9時30分～正午
 - ▷税務相談/20日(木)、午後1時～4時
 - ▷登記相談/20日(木)、午後1時～4時
 - ▷行政苦情相談/27日(木)、午前9時30分～正午
 - ▷交通事故相談/27日(木)、午後1時30分～4時
 - ▷不動産取引相談/13日(木)、午前9時～正午
 - ▷行政手続相談/13日(木)、午後1時～4時
 - ※以上予約制/秘書広報課・内線1413まで。
 - ▷市民相談/月～金曜日、午前8時30分～午後5時/秘書広報課・内線1413
 - ▷多重債務相談/12日(木)、午後1時～4時〔7日(金)までに要予約〕/消費生活センター(地域振興課)・内線1713
 - ▷消費生活相談/毎週月・火・水・金曜日、午前10時～午後4時〔予約優先〕/消費生活センター(地域振興課)・内線1713
 - ▷男女共同参画相談/月～金曜日、午前9時～午後5時〔予約制〕/地域振興課・内線1715
 - ▷子育て総合相談/月～土曜日、午前9時～午後5時/子ども家庭支援センター ☎042-565-3651
 - ▷少年の非行等相談(専門)/27日(木)、午後1時～4時〔予約制〕/子ども家庭支援センター ☎042-565-3651
 - ▷ひとり親・女性相談/月～金曜日、午前9時～午後4時〔予約制〕/子育て支援課・内線1764
 - ▷福祉なんでも相談/月～金曜日、午前9時～午後5時/社会福祉協議会 ☎042-564-0012
 - ▷教育相談/月～金曜日、午前10時～午後5時/さわやか教育相談室 ☎042-562-7911
 - ▷職業相談/月～金曜日、午前9時～午後5時/東大和就職情報室(市役所5階)・内線1194
 - ▷高齢者相談、高齢者虐待・養護者支援相談/月～土曜日、午前9時～午後5時、電話相談はいつでも可/高齢者ほっと支援センターいもくぼ ☎042-563-8777・きよはら ☎042-590-1138・なんがい ☎042-566-8133
 - ▷障害者相談/月～金曜日と第2・4土曜日、午前9時～午後5時(火・木曜日は午後6時30分まで)/総合福祉センターは～とふる ☎042-516-3982
- [相談名/日時/場所/連絡先の順に掲載]

あなたのまちから

まちの話題をお寄せください。
問合せ 秘書広報課・内線1412まで。



◀留学生32人が茶摘みを体験 狭山の杉本貴文さんが受け入れ

5月14日、杉本貴文さん(狭山在住)の茶畑で、32人の留学生がお茶摘みを体験しました。この体験は、杉本さんの姉の久美子さんが、大学在籍時に留学生の友人を茶畑に招いたことがきっかけではじまり、今回で13回目の開催となります。杉本さんは、摘み方の基本「一芯二葉」、栽培している狭山茶の生産地や特徴を説明。アメリカ、中国、韓国、タイなど10か国の留学生は、お茶摘み、製茶工場の見学、茶道体験などで日本のお茶の文化を楽しみました。

▶七小で大切に育てられたホタル 暗闇で神秘的な光を放ちました

5月18日・19日に、市立第七小学校でホタルの観賞会が実施されました。今年で21年目となるこの観賞会には、子どもたちや地域の皆さんなど、2日間でのべ997人が参加しました。暗室の中で大きなゲージに放たれた約650匹のホタルの光に「きれいだね」と会話する皆さん。同校の5年生は、1年前からホタルの生態について調べ、観賞会の中で学習発表を行いました。「すばらしい」「初めて知ることがたくさんありました」との声が聞かれたそうです。



観賞会当日に行われた5年生による学習発表▼

▲ホタルの生態を調べて発表の準備を進めました



▲東大和地区交通安全協会の石井常男会長(写真中央)と石井正信東大和支部長(写真左)

◀交通の安全と円滑化に貢献し 警視総監感謝状を授与されました

東大和地区交通安全協会が、平成29年春の交通安全功労者等表彰の表彰式において警視総監感謝状を授与され、5月22日に市長を表敬訪問しました。この感謝状は、会員が一体となって交通安全活動に取り組み、効果的な諸対策を積極的に推進するなど交通の安全と円滑化に多大な貢献をした功績が高く評価されたものです。東大和地区交通安全協会の安全を守る活動には、今後も引き続き期待が寄せられています。

食品の廃棄を減らしましょう

本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が国内で年間600万トン以上発生しています。

身近な工夫で、家庭での食品の廃棄を減らしましょう。

- 食材を「買い過ぎず・使い切る・食べ切る」
- 買い物時は、手前に陳列されているものから選ぶ。
- 飲食店等で食事の際は、食べ切れる量を注文する。

▷問合せ ごみ対策課・内線1241まで。



<フキの葉のぼうし>

フキの葉のぼうし

春先のフキノトウ。よく味がしみてすじのとあったフキ。おいしくいただいた方もいるでしょう。フキは地下茎から大きな丸い葉をのびします。その葉を使ってぼうしが作れます。

まず葉柄(葉の軸)を切り取ります。葉をくるくると丸め、重なったところをさっき切った葉柄で串刺しにすればできあがり。

かぶってみると、フキの香りがほのかに感じられます。さらに通気性抜群。サイズもいろいろ作れます。花も刺せば、よりおしゃれ。100%天然素材。フキの葉ぼうしはいかがでしょうか？

わがまちの

<226>

風物詩

お問合せ 郷土博物館 ☎042-567-4800

市長コラム

「(仮称)オオムラサキ増やし隊」隊員募集中!

東大和市長 尾崎 保夫

郷土博物館では、大型の蝶、「オオムラサキ」を増やす取り組みを始めます。その名も、「(仮称)オオムラサキ増やし隊」。その任務は、「市立狭山緑地でオオムラサキの舞う姿を人々に見ってもらうこと」です。

オオムラサキは、日本昆虫学会により、「国蝶」に選ばれています。特に雄は、青紫色の羽を持ち、格調高い気品のある美しさから、「森の宝石」とも呼ばれています。かつては、全国の雑木林で優雅に飛び交う姿を見ることができたようですが、現在では都市化の影響等

により、国の準絶滅危惧種に指定されるほど個体数を減らしています。人と森とが深く関わっている良好な里山を好むと言われているオオムラサキの生息は、自然環境の豊かさの評価につながります。

里山の再生が進み、市立狭山緑地の豊かな自然を次の世代に引き継ぐためにも、今後の「増やし隊」の活動から目が離せません。